

◇ 相続した土地の登録免許税の免税措置

Q : 相続した土地を登記する場合の登録免許税の免税措置があるそうですが、どのような内容ですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

相続により取得した土地の登録免許税の免税措置は次の2つがあり、今年度の税制改正で令和9年3月31日まで2年延長されています。

- ① 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

相続(相続人に対する遺贈を含む)により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、令和9年3月31日までに、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされています。

- ② 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

個人が、令和9年3月31日までに、土地について所有権の保存登記(表題部所有者の相続人が受けるものに限る)又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされています。

